

# はやぶさ

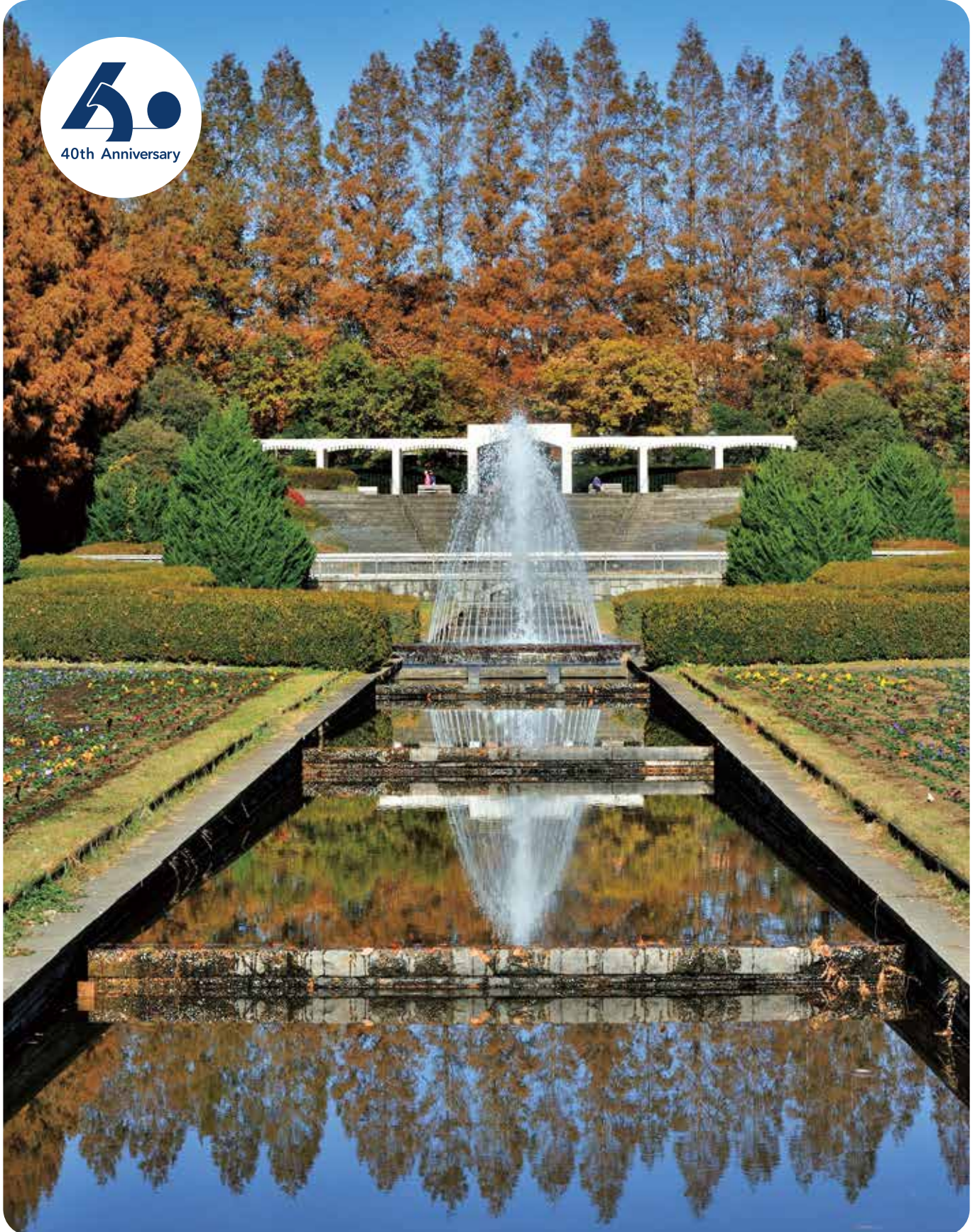
Hayabusa

Sagamihara  
Corporation Association's  
magazine

2014.11

相模原法人会広報誌

No.192 隔月刊





## 公園の秋

秋も深まり、  
相模原公園のメタセコイヤも  
見事な紅色に色づき、  
日溜まりを求め来園する人々の目を  
楽しませています。  
越冬地に向かう鴨たちも  
噴水のもとに来て羽を休めることでしょ  
う。  
ライトアップされると  
これまた見事です。

撮影地／相模原公園 撮影者／松田廣司

はやぶさ 2014年11月号 No.192 INDEX

法人会を支えるひと  
有限会社 金子材木店  
**金子 達夫さん** ..... 2

ハイライト  
平成27年度  
**税制改正に関する提言** ..... 4

相模原税務署からのお知らせ ..... 8

活動フラッシュ  
各地区の事業報告 ..... 14

花子と太郎の見てある記  
㈲福吉 田舎居酒屋 **ごん兵衛** ..... 16

8・9月 新入会員紹介 ..... 18  
読者プレゼント  
2015年 相模原の風景 **カレンダー** ..... 19

法人会を支える

ひと

有限会社 金子材木店

かねこ たつお  
**金子 達夫さん**

上溝第2地区

やるからには楽しく、が信条  
朗らかな人柄で  
ご縁がつながる人生模様

様々な職種を経て  
念願の喫茶店のマスターに

上溝の住宅街の中、植栽のある広い庭先に掲げられた看板は「金子材木店」。代々、林業や製材業を営んできた家系で、先代の金子茂さんが有限会社 金子材木店を興しました。現在、義理の息子である達夫さんが材木店の二代目として会社を切り盛りしています。その達夫さんの経歴には、様々な変遷がありました。

静岡県伊東市に生まれた達夫さんは、高校卒業後、千葉の大学で化学を学びます。しかし、就職したのは大阪にある参考書の間屋。時は1970年、大阪万博の開催で日本中が沸き立っていました。「大阪万博を見ようと思って大阪に就職したんですよ」と快活に笑います。とはいいつつ「大阪に行ったのは大阪の商売に直に触れてみたかったというのもありました」と、将来は商いをすることを念頭に置いていたとのこと。

数年後、達夫さんは兄の経営する相模大野のゴル



フ場に転職します。ゴルフ場では除草剤などを散布するため、毒物取り扱い免許のある人材を求めています。そこで化学を学んだ大学の卒業証書で免許を取得できる達夫さんに、白羽の矢が当たったのです。以来10年間、薬剤を調合したり散布したりして働きました。

お酒は苦手だがコーヒー好きの達夫さんには、その頃、美味しいコーヒーがある行きつけの喫茶店がありました。そこでアルバイトをしていたのが、今の奥様です。やがて結婚して子どもも生まれ、37、8歳の頃、奥様と二人で念願の喫茶店をオープンします。陽光台の義父が所有する土地に建てた小さなお店。「学生時代から喫茶店がやりたくて、やりたくて」と言う達夫さん。学生時代は、ジャズやカントリーミュージックに聴き入っていました。「店へ来る高校生たちには、結構うるさいことを言ったんですよ。それがおもしろいらしくて、『あの頑固親父がいるから』というので来てくれたようです」達夫さんのアドバイスを受けて就職した高校生が、数年後に挨拶に来てくれたことが、今でも



(有)金子材木店 社屋

心に残っているそうです。

喫茶店を始めて10年ほどした頃、奥様のご実家である金子家を継いでほしいという話が持ち上がりました。達夫さんは姓を改め家業を継ぐために、大好きだった喫茶店を閉じることを決意。「義父のおかげで喫茶店もできて、好きなことをやらせてもらったんでね、『もう喫茶店は辞めてもいいよ』と義父に言って、ここに来ました」閉店する最後の日には、たくさんの人が店を訪れ、名残を惜しんでくれたそうです。

## 材木店店主の傍ら 地域の活動にも参加

材木店の仕事に就いた達夫さんは「かつてのように材木を売るだけではやっていけない」と、建築請負業務も始めました。今では工務店のような形態の仕事と、材木の小売りを行っているとのこと。小ロットでも配達したり、大手ではできない小回りのきく丁寧な業者として信頼されています。今では息子さんも片腕となって会社を支えはじめました。

法人会は先代の時に一時退会していたようですが、達夫さんが引継いでから再度入会しました。お得意さんでもある友人が法人会の役員を務めることになり、「『おめえ、つきあえ』と頼まれて、また入ったんです。」と朗らかに笑います。近年では、上溝の民生委員も引き受けるなど、なにかと頼まれますが、「受けたことはイヤイヤやらない。やるからには楽しくやろうと思っています」と笑顔で話します。

そんな達夫さんの周りには、自然に人が集まるのでしょうか。30年以上、150回も続くゴルフのコンペがあります。若い頃の職場で知り合ったアルバイトも含め、異業種仲間25名が年に5回集まるとのこと。人と人との繋がりが幾重にも重なって、人生を彩っているかのようです。

# 平成27年度 税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合

## 《基本的な課題》

### I 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

社会保障と税の一体改革は、本年4月に消費税が8%に引き上げられるなど実行段階に入った。我が国の財政を先進国で突出して悪化させた最大の要因が、社会保障の「給付」と「負担」のギャップ拡大にあることは論をまたない。換言すれば、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化は表裏一体の問題であり、今回の消費税引き上げは、このギャップ縮小に一定の意味を持つことになろう。

ただ、依然としてギャップは途方もなく大きい。国の社会保障費は今後も毎年、1兆円ずつ増えることが見込まれている。少子高齢化が先進国で最速のスピードで進む我が国にとって、この問題に対応するのは容易でない。しかし、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させなければ、国民の間に将来不安が醸成され日本経済にも多大な悪影響をもたらす。

こうした事態を回避するには、まず、重点化・効率化により「給付」を可能な限り抑制し、同時に適正な「負担」を確保するしか方法はない。政府は15年10月に消費税をさらに10%へ引き上げる予定だが、本年4月の引き上げ同様、経済の動向に配慮しつつ着実に実行することが重要になる。そして、中長期の「給付」と「負担」のあり方についても、合わせて議論していかねばならない。

### 1 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

持続可能な社会保障制度を構築するには、「中福祉」「低負担」といわれるアンバランスな構造の是正が欠かせない。しかし、今後の社会保障給付は高齢化社会の急進展で急速な増大が不可避とされる。とくに、年金受給年齢に達した団塊の世代が数年後に医療、介護分野で給付を受ける中心的世代になることを考えれば、社会保障制度の改革は急を要する。

改革に当たっては、「重点化・効率化」によっていかに給付を抑制するかが何より重要である。その際には「自助」「公助」の役割とその範囲を改めて見直すことが求められる。給付財源を公的負担に頼ることになれば、消費税などをいくら増税しても間に合わないからだ。

社会保障と税の一体改革では、「社会保障制度改革国民会議」がその土台作りを委ねられた。しかし、年金、医療、介護、少

子化対策いずれの分野においても改革案は十分ではなかった。「ポスト改革国民会議」として新設された「社会保障制度改革推進会議」では、一体改革の進捗状況を厳しく点検すると同時に、10年後を見据えた抜本的な改革のあり方を示すよう求めたい。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格な適用」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得者の年金給付の削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。また、給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、後発医薬品(ジェネリック)の使用促進を強化する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために、真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付のあり方を見直すべきである。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的である。
- (6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

### 2 消費税率引き上げに伴う対応措置

消費税率10%への引き上げに当たっては、景気に十分な配慮が必要なほか、よりきめ細かな価格転嫁対策が求められる。とくに中小企業は価格決定プロセスにおいて立場が弱く、実際、各種調査でも価格転嫁が完全ではないとの結果が出ていることに留意すべきである。

また、政府・与党では今年末の来年度税制改正に向けて軽減税率導入に関する議論のとりまとめ作業を行っているが、以下に示した理由などから税率10%段階での導入は必要なく、低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。

- (1) 消費税率のさらなる引き上げに対応するため、現在施行さ

れている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

- (2) 事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、当面(税率10%程度までは)は単一税率が望ましい。

また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えてるので、導入の必要はない。

- (3) 税の滞納全体に占める消費税の割合は依然として高く、国民に消費税に対する不信感を与える一因ともなっている。本来、消費税は預り金的な性格を有する税であることから、消費税率のさらなる引き上げを考慮すると、その滞納防止に向けて、制度、執行面においてより実効性のある対策を講じる必要がある。

### 3 財政健全化に向けて

先進国の中で突出して悪化している財政の健全化は、アベノミクスによるデフレ脱却と両立させることが極めて重要である。国債の信認が失われれば、長期金利の急上昇などによりアベノミクスはもとより、日本の経済、財政自体が危機に瀕してしまうからである。

我が国は ①2015年度に国・地方を含めた基礎的財政収支赤字の対GDP比半減 ②2020年度に黒字化、長期債務残高対GDP比の安定的引き下げ——という財政健全化目標を掲げている。これは国際公約でもあり、目標を着実に達成することが極めて重要である。

しかし、内閣府が本年7月に示した「中長期の経済財政に関する試算」によると、15年度の赤字半減は達成可能としているが、20年度には消費税率10%への引き上げと高い成長率を前提とした楽観的なシナリオでも、GDP比で1.8%、11兆円の赤字が残る。

これに対し、安倍政権の「中期財政計画」は20年度黒字化への道筋を示しておらず、その策定は15年夏以降に先送りした格好になっている。来年度予算の概算要求基準(シーリング)でも、国債の新規発行を前年度以下に抑制するとしただけで、歳出上限額の提示さえ2年連続で見送った。

先進各国はリーマンショックで悪化した財政の健全化を法律で規定するなど、厳しい財政規律の下で急速に進めており、ドイツはすでに財政収支を黒字化している。我が国も早急に歳出・歳入両面からの改革に具体的な数値目標を設定して取り組まないと、20年度の黒字化は達成できないと考える。

- (1) 財政健全化の達成は税の自然増収や増税のみに頼るのではなく、聖域なき歳出削減が不可欠である。その際には社会保障をはじめとした各歳出分野に削減目標を定め、その達成に必要な具体的方策と工程表を明示して着実に実行す

ることを求める。

- (2) 消費税率のさらなる引き上げに当たっては経済への負荷を和らげる財政措置も必要になろうが、財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

### 4 行政改革の徹底

社会保障と税の一体改革により消費税が段階的に引き上げられる。社会保障の安定財源確保と財政健全化のためには極めて重要だが、その前提に「行革の徹底」があったことを改めて想起する必要がある。増税は国民に痛みを求めるわけで、その理解を得るには地方を含めた政府、議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

しかし、衆議院の議員定数削減が小手先の対応に終始しているのをはじめ、公務員改革でも本気度が不足している。また、特別会計と独立行政法人に対する改革熱も冷めたように見える。財政健全化と同様、行政改革も直ちに明確な期限と数値目標を定めて断行するよう求める。

- (1) 国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制。
- (2) 国・地方公務員の人員削減、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 民間にできることは民間に任せるなど、積極的な民間活力導入を行って成長につなげる。

### 5 共通番号制度について

マイナンバーの運用に当たっては、国民の利便性を高めるとともに、制度内容を国民に周知し、定着に向けて取り組んでいく必要がある。その際には個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識をもつことも重要である。

また、社会保障と税、災害対策となっている利用範囲をどこまで広げるかは今後の重要な課題であり、広範な国民的議論が必要である。

### 6 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性 ②経済の持続的成長と雇用の創出 ③少子高齢化や人口減少社会の急進展 ④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

## II 経済活性化と中小企業対策

アベノミクスが一定の効果をあげ始めた。円安・株高の定着、3大都市圏の地価の底打ち、政府の異例ともいえるべき要請に応えた産業界の賃上げ、そしてこれらを背景とした物価上昇傾向の鮮明化がその証左であろう。

しかし、強い日本経済の再生を成し遂げるには、これを技術革新や設備投資、個人消費の拡大という実体経済に結びつけ、持続的な成長サイクルを構築することが不可欠である。そのカギを握るのはアベノミクスの開始当初から指摘されているように実効性ある成長戦略であり、それなしには「経済低迷下の物価上昇」という危惧すべき事態にも陥りかねない。

政府は、今年6月に新たな成長戦略を発表した。懸案となっていた法人実効税率では、来年度から数年間で20%台に引き下げる方針を示した。その代替財源については結論を今年末まで先送りしたが、引き下げを明確に打ち出したことは大きな前進といえる。また、地域経済を担う中小企業に対しても成長を促すさらなる実効性ある税制措置が必要である。

成長戦略ではいわゆる“岩盤規制”の改革にも一歩踏み込んだ。具体的には、①労働分野では年収1,000万円以上の専門職について労働時間ではなく成果で評価する方式を導入する ②医療分野では患者の申し出制により先端医療などで混合診療を拡大する ③農業分野ではJA全農の株式会社化などの農協改革にも乗り出す——などが盛り込まれている。ただ、これらの規制緩和の実効性を確保するには今後の制度設計が重要な意味を持つといえよう。

また、成長戦略をただのお題目に終わらせないためには、政策の進捗状況と効果を検証する「PDCA(計画、実行、評価、改善)」サイクルのような仕組みが不可欠であり、その作業は民間有識者もメンバーとなっている経済財政諮問会議の場で行うのが望ましい。そして検証結果を定期的に国民の前に明らかにし、さらなる成長戦略につなげねばならない。

### 1 法人税率の引き下げ

法人実効税率は復興特別法人税が1年前倒して廃止され、税率35.64%に引き下げられた。しかし、近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われているアジア、欧州各国との税率格差は依然として大きい。

さらに、法人税に社会保険料を加えた企業負担の国際比較では、我が国は必ずしも高くないとの指摘があるものの、年々、社会保険料が引き上げられていく状況を加味すると、企業の負担感が高まっている。

こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が加速し、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。これらの観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきであり、政府が示した来年度からの法人実効税率引き下げは着実に実行すべきである。

また、税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されるのが望ましい。

#### (1) 法人実効税率20%台の実現

我が国の立地条件や競争力強化などの観点から、法人税率のさらなる引き下げを行い、早期に欧州、アジア主要国並みの20%台の実効税率を実現するよう求める。

#### (2) 代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべき

①租税特別措置については、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業向けの措置については本則化するべきである。

②地方税については、応益課税の原則を考慮すべきではあるが、中小企業は経営基盤が弱く、担税力が低いことから、外形標準課税の対象範囲を拡大すべきではない。

③特定同族会社の内部留保に対する留保金課税について、適用対象の拡大が検討されているが、「資金調達の困難性」など中小企業の厳しい実情を踏まえ、範囲を拡大すべきではない。

④中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点から、「中小企業者に対する法人税率の特例(軽減税率)と租税特別措置」の適用範囲の見直しは行うべきではない。

## 2 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は、我が国経済の礎であり、また、地域経済の担い手である。その中小企業が時代や環境の変化、特にグローバル化の流れの中で存在感を確保し、経済社会への貢献を続けることができるような税制の確立が求められる。

#### (1) 中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の引き上げ

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成27年3月31日まで)ではなく、本則化するよう求める。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長すること。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げるよう求める。

#### (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下の通り制度を拡充するとともに本則化することを求める。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

### 3 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。

平成25年度税制改正において、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化が図られるなど大幅な見直しが行われた。しかし、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分であることから、さらに以下の点について見直しを求める。

- (1) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
  - ① 株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げ。
  - ② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
  - ③ 対象会社規模を拡大する。
- (2) 親族外への事業承継に対する措置の充実
 

親族外承継も重要な課題であり、円滑な承継を支援するとの観点から、所要の措置を講じる。
- (3) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設
 

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州主要国並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する制度の創設を求める。

### III 国と地方のあり方

地方を含めた我が国行財政システムの硬直性是正や地域活性化の観点から地方分権が叫ばれて久しいが、具体的議論は依然として深化していない。国と地方の役割分担とそれに対応する行財政のあり方を明確化させる分権の本質的議論が行われていないからである。

地方分権は権限と責任が国から移行することを意味する。従って地方は国依存から脱却し自立・自助の体質を構築することが不可欠となる。しかし、例えば財政状況を見ると、地方の基礎的財政収支が黒字なのに対し、国は途方もない赤字を抱えているにもかかわらず、地方交付税を加算していた。しかも、地方交付税は地方公務員の高給与や高額議員報酬の財源に充てられている側面もある。

こうした中で、政府は地方活性化を重要課題として位置付けアベノミクス効果を全国に波及させる取り組みに乗り出すという。それぞれの地方の特色と強みを生かした活性化という理念に異論はないが、一方ではそれが新たな歳出圧力を生むとの懸念も指摘されている。地方活性化は安易に国の財政支援に頼ることなく、いかに地方独自の知恵を絞るかが重要である。

また、地方行政に必要な安定的な財源の確保や行政改革についても、自立に向けて自らの責任で政策を企画・立案し実行していくことが求められる。

- (1) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべき。それに伴い、基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進するとともに、議員定数削減や行政のスリム化などの合併メリットを追求する必要がある。
- (2) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を導入すべきである。
- (3) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレ指数(全国平均ベース)が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。とくに、国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (4) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべき。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなどして見直すべきである。

### IV 震災復興

被災地の復興の遅れが依然として改善されていない。復興事業に当たっては、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

### V その他

#### 1 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税基準を同じくする法人事業税、法人・個人の道府県民税、市町村民税の申告納税手続きについては、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るよう求める。

#### 2 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の用途についても厳しく監視する必要がある。しかしながら、税の意義や、税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとはいえない。このため、学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていくことが必要である。

# 非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除の特例のあらまし

平成25年度税制改正により、租税特別措置法等の一部が改正され、非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除の特例（以下「事業承継税制」(\*)といいます。）の適用要件の緩和や手続の簡素化などが行われました。

これらの改正事項は、原則として、**平成27年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する非上場株式等に係る相続税又は贈与税**について適用されます。

※ この改正による改正後の事業承継税制を「新事業承継税制」と、改正前の事業承継税制を「旧事業承継税制」といいます。

## ● 特例の要件や申告手続

- 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例 ..... (P.9)
- 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例 ..... (P.11)
- 特例の対象となる非上場株式等の数・納税猶予税額の計算方法 ..... (P.13)

## ● 事業承継税制の概要

### ① 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例

後継者である相続人等が、相続等により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を被相続人(先代経営者)から取得し、その会社を運営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等(一定の部分に限ります。)に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予され、後継者の死亡等により、納税が猶予されている相続税の納付が免除されます。

### ② 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例

後継者である受贈者が、贈与により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を贈与者(先代経営者)から全部又は一定以上取得し、その会社を運営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等(一定の部分に限ります。)に対応する贈与税の全額の納税が猶予され、先代経営者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税の納付が免除されます。

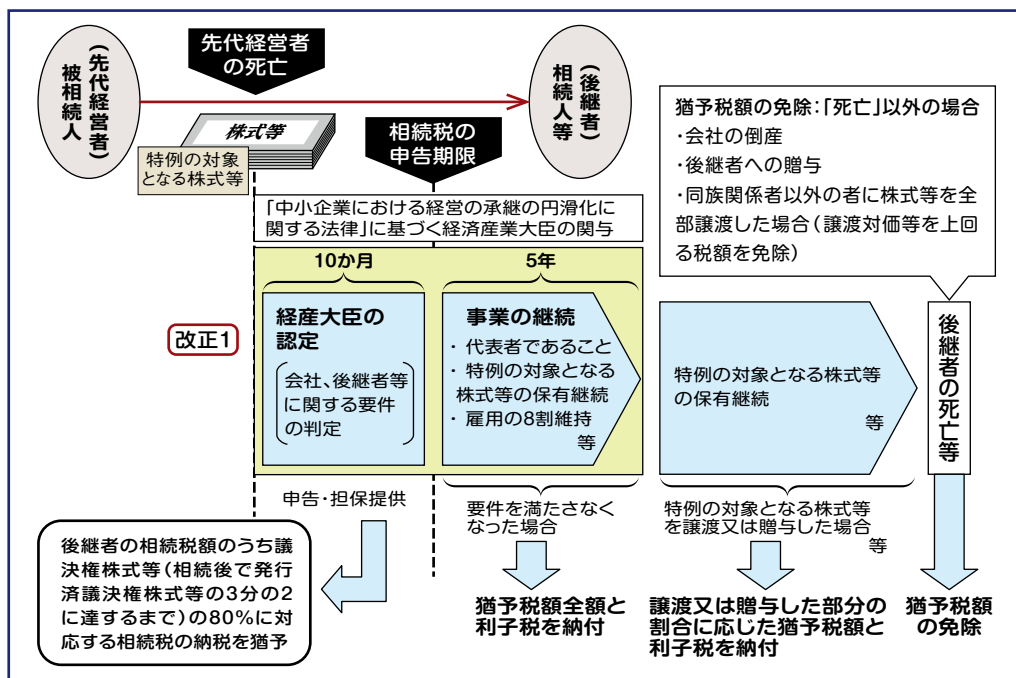
(注) 「非上場株式等」とは、中小企業者である非上場会社の株式又は出資(医療法人の出資は含まれません。)をいいます。

- このあらましには、平成25年3月30日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)」等による改正のうち、事業承継税制に関する主なものについて、その概要を記載しています。
- 改正の内容等についてお分かりにならない点がありましたら、税務署にお尋ねください。
- 国税庁ホームページ[[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)]では、税に関する様々な情報を提供しておりますので、是非ご利用ください。
- ※ 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実関係を確認をさせていただく必要がある相談等)を希望される方は、待ち時間なく相談に対応できるよう、あらかじめ税務署へ電話により面接日時を予約(事前予約制)していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。



# ● 特例の要件や申告手続

## ① 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例



### 改正1 「経済産業大臣の認定」制度の廃止

会社が「経済産業大臣の認定」を受けるための具体的な要件やその手続については、最寄りの地方経済産業局にお尋ねください。

なお、「経済産業大臣の認定」を受けるためには、相続開始後8か月以内にその申請を行う必要があります。

また、中小企業庁ホームページ【www.chusho.meti.go.jp】においても関連する情報をご覧ください。

### 改正2 「資産管理会社」の要件の見直し

「資産管理会社」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が貸借対照表上に計上されている帳簿価額の総額の70%以上の会社(資産保有型会社)やこれらの特定の資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社(資産運用型会社)のことをいいます。

資産管理会社については、原則として、この特例の適用を受けることはできません。ただし、一定の要件を満たす場合は、この特例の適用を受けることができます。

「特別関係会社」とは、この特例の適用に係る会社やその会社の代表権を有する者などが、総議決権数の50%を超える議決権数を保有する会社をいいます。

### 改正3 後継者の「親族」要件の廃止

この特例の対象となる「後継者」は、1つの会社につき1人に限ります。

「議決権数」には、株主総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式の数等は含まれません。

### 改正5 担保提供手続の簡素化(株券不発行会社への対応)

※ 通常は、被相続人の住所地を所轄する税務署となります。

### 相続開始

相続税の申告期限までの間

経済産業大臣の認定

申告書の作成・提出

相続開始後に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、会社の要件、後継者(相続人等)の要件、先代経営者(被相続人)の要件を満たしていることについての「経済産業大臣の認定」を受けてください。

相続税の申告期限までに、この特例の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

◆ この特例の適用を受けるための要件

#### 1 会社の主な要件 (改正2)

次の会社のいずれにも該当しないこと。

- (1) 上場会社
- (2) 中小企業者に該当しない会社
- (3) 風俗営業会社
- (4) 資産管理会社(一定の要件を満たすものを除きます。)
- (5) 総収入金額(営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。)が零の会社、従業員数が零の会社(特例の適用に係る会社の特別関係会社が一定の外国会社に該当する場合には、従業員数が5人未満の会社)

#### 2 後継者である相続人等の主な要件 (改正3)

- (1) 相続開始の日の翌日から5か月を経過する日において会社の代表権を有していること
- (2) 相続開始の時において、後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること

#### 3 先代経営者である被相続人の主な要件

- (1) 会社の代表権を有していたこと
- (2) 相続開始の直前において、被相続人及び被相続人と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと

#### 4 担保提供 (改正5)

納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

(注) 特例の適用を受ける非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。

◆ 相続税の申告期限

相続開始があったことを知った日(通常は被相続人が死亡した日)の翌日から10か月以内に、所轄の税務署(※)に相続税の申告をすることがあります。

### 相続税の申告期限

**申告期限**

(9ページからの続き)

**納税猶予期間中  
非上場株式等  
の継続保有**

申告後も引き続き特例の適用を受けた非上場株式等を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。

ただし、特例の適用を受けた非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、納税が猶予されている相続税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります。

- ◆ 納税が猶予されている相続税を納付する必要がある主な場合(納税猶予期限の確定事由) **改正6・12** **改正8** **改正13**
  - (1) 下表の「A」に該当した場合には、納税が猶予されている相続税の全額と利子税を併せて納付します。
  - (2) 下表の「B」に該当した場合には、納税が猶予されている相続税のうち、譲渡等した部分に対応する相続税と利子税を併せて納付します。

(注) 譲渡等した部分に対応しない相続税については、引き続き納税が猶予されます。

納税猶予税額を納付する必要がある主な場合	経営承継期間内	経営承継期間の経過後
特例の適用を受けた非上場株式等についてその一部を譲渡等(贈与を含みます。)した場合	A	B
後継者が会社の代表権を有しなくなった場合	A	C <small>(※2)</small>
一定の基準日における雇用の平均が、相続時の雇用の8割を下回った場合	A <small>(※1)</small>	C <small>(※2)</small>
会社が資産管理会社に該当した場合(一定の要件を満たす会社を除きます。)	A	A

- ※1 雇用の平均は、経営承継期間の末日に判定します。
- ※2 「C」に該当した場合には、引き続き納税が猶予されます。

**「継続届出書」  
の提出**

引き続きこの特例の適用を受ける旨や会社の経営に関する事項等を記載した「継続届出書」を経営承継期間内は毎年、その期間の経過後は3年ごとに所轄税務署へ提出する必要があります。

**後継者の死亡等  
「免除届出書」・  
「免除申請書」  
の提出**

後継者の死亡等があった場合には、「免除届出書」・「免除申請書」を提出することにより、その死亡等があったときに納税が猶予されている相続税の全部又は一部についてその納付が免除されます。

- ◆ 納税が猶予されている相続税の納付が免除される主な場合 **改正11**
  - (1) 後継者が死亡した場合
  - (2) 経営承継期間の経過後に、この特例の適用を受けた非上場株式等を後継者に贈与し、その後継者が「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(11ページ参照)の適用を受ける場合
  - (3) 経営承継期間の経過後に、この特例の適用を受けた非上場株式等に係る会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合など一定の場合

相続人等が被相続人から過去に一定の**特定受贈同族会社株式等**(※1)又は**特定同族株式等**(※2)の贈与を受けている場合において、一定の要件を満たすときには、これらの株式等については、この特例の適用を受けることを選択することができます。

- ※1 「特定受贈同族会社株式等」とは、贈与を受けた人(相続人等)が税務署に提出した「特定受贈同族会社株式等に係る届出書(所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)による改正前の相続特別措置法第69条の5第10項)」に記載された株式等をいいます。
- ※2 「特定同族株式等」とは、「特定同族株式等の贈与の特例(同法第70条の3の3又は第70条の3の4)」の適用を受けた株式等及びその株式等の贈与があった年の翌年3月15日から4年を経過する日までに被相続人から贈与により取得したその株式等に係る会社の株式等をいいます。

**改正6・12 雇用確保要件の緩和及び納税猶予期限が確定した場合の延納・物納の利用**

**改正8 総収入金額の算定方法の見直し(営業外収益及び特別利益の除外)**

**改正13 経営承継期間に対応する利子税の免除**

「A」に該当した場合は、猶予された相続税の全額を納付することとなり、この特例の適用は終了します。

「経営承継期間」とは、原則として、申告期限の翌日から同日以後5年を経過する日までの期間をいいます(以下同じです。)

納税が猶予されている相続税の全部又は一部と利子税は、納税猶予期限の確定事由に該当することとなった日から2か月を経過する日(納税猶予期限)までに納付する必要があります。

※ 納付する利子税の額は、相続税の申告期限の翌日から納税猶予期限までの期間(日数)に応じた額となります(ただし、経営承継期間の経過後に納税猶予期限の確定事由に該当することとなった場合には、その経営承継期間中の利子税は免除されます。)

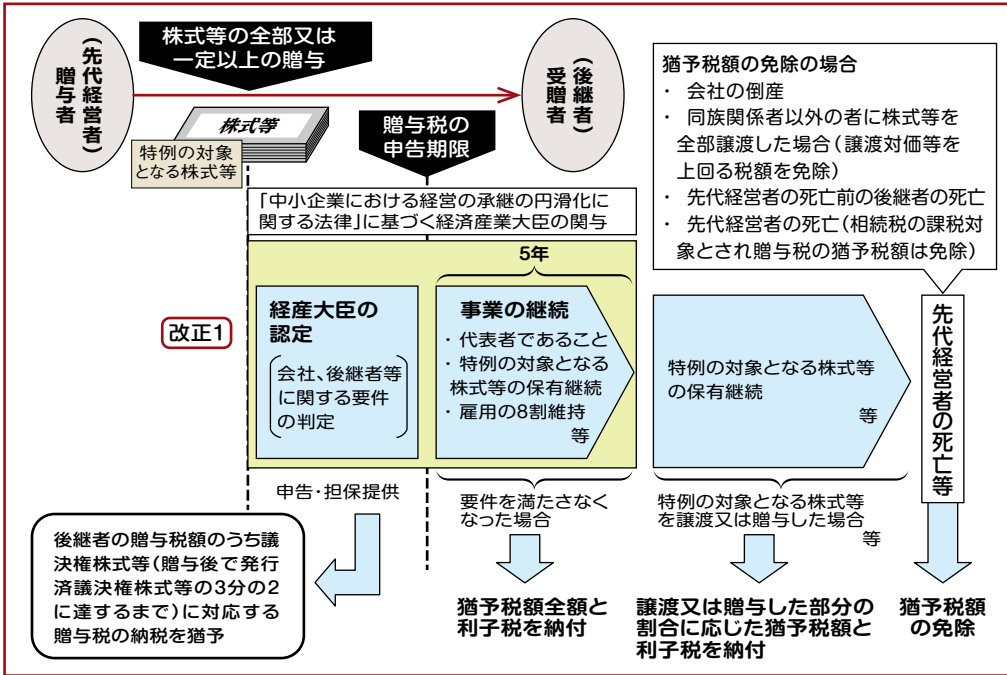
「継続届出書」の提出がない場合には、猶予されている相続税の全額と利子税を納付する必要があります。

また、経済産業大臣の認定を受けた会社も経営承継期間中は毎年、経済産業大臣に対し一定の書類を提出する必要があります。

**改正11 民事再生計画の認可決定等による納税猶予税額の再計算・一部免除**

経営承継期間の経過後に、民事再生計画の認可決定があった場合など、その時点における非上場株式等の価額に基づき、納税猶予税額の再計算を行い、再計算後の納税猶予税額で納税猶予を継続することができる場合があります(再計算前における納税猶予税額から再計算後の納税猶予税額を控除した差額は、免除されます。)。詳しくは、税務署にお尋ねください。

## ② 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例



この特例の適用を受けた場合には、先代経営者 (贈与者) が死亡した際の相続税の申告において相続又は遺贈により取得した非上場株式等 (この特例の適用を受けた非上場株式等と同じ会社の株式又は出資に限ります。) については、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」 (9ページ参照) の適用を受けることができませんので、ご注意ください。

### 改正1 「経済産業大臣の認定」制度の廃止

会社が「経済産業大臣の認定」を受けるための具体的な要件やその手続については、最寄りの地方経済産業局にお尋ねください。

なお、「経済産業大臣の認定」を受けるためには、贈与を受けた年の翌年の1月15日までにその申請を行う必要があります。

また、中小企業庁ホームページ [www.chusho.meti.go.jp] においても関連する情報をご覧ください。

### 改正2 「資産管理会社」の要件の見直し

### 改正3 後継者の「親族」要件の廃止

この特例の対象となる「後継者」は、1つの会社につき1人に限ります。

### 改正4 役員退任要件の緩和 (先代経営者が、贈与時に「役員」でも適用可能)

「議決権数」には、株主総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式の数等は含まれません。

### 改正5 担保提供手続の簡素化 (株券不発行会社への対応)

**贈与**

贈与税の申告期限までの間

経済産業大臣の認定

申告書の作成・提出

この特例の適用を受けるためには、贈与により、先代経営者である贈与者から、**全部又は一定以上の非上場株式等**を取得する必要があります (13ページ参照)。

「中小企業による経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき会社の要件、後継者 (受贈者) の要件、先代経営者 (贈与者) の要件を満たしていることについての「**経済産業大臣の認定**」を受けてください。

贈与税の申告期限までに、この特例の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

- ◆ この特例の適用を受けるための要件
  - 1 会社の主な要件 (改正2)**  
「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」における会社の要件と同じです (9ページ参照)。
  - 2 後継者である受贈者の主な要件 (改正3)**  
贈与の時に、
    - (1) 会社の代表権を有していること
    - (2) 20歳以上であること
    - (3) 役員等の就任から3年以上を経過していること
    - (4) 後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること
  - 3 先代経営者である贈与者の主な条件 (改正4)**
    - (1) 会社の代表権を有していたこと
    - (2) 贈与時において会社の代表権を有していないこと
    - (3) 贈与の直前において、贈与者及び贈与者と特別の関係がある者で議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと
  - 4 担保提供 (改正5)**  
納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。  
(注) 特例の適用を受ける非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。

**贈与税の申告期限**

◆ 贈与税の申告期限  
贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに、受贈者の住所地の所轄の税務署に贈与税の申告をする必要があります。

**贈与税の申告期限**

(11ページからの続き)

**納税猶予期間中  
非上場株式等  
の継続保有**

申告後も引き続き特例の適用を受けた非上場株式等を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。  
ただし、特例の適用を受けた非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、納税が猶予されている贈与税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります。

◆ 納税が猶予されている贈与税を納付する必要がある主な場合(納税猶予期限の確定事由) **改正6・12** **改正7** **改正8** **改正13**

「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の場合(10ページ参照)のほか、贈与税については次の場合があります。

下表の「A」に該当した場合には、納税が猶予されている贈与税の全額と利子税を併せて納付します。

納税猶予税額を納付する必要がある主な場合	経営承継期間内	経営承継期間の経過後
先代経営者が代表権を有することとなった場合	A	C <small>(※)</small>

※ 「C」に該当した場合には、引き続き納税が猶予されます。

**「継続届出書」  
の提出**

引き続きこの特例の適用を受ける旨や会社の経営に関する事項等を記載した「継続届出書」を経営承継期間は毎年、その期間の経過後は3年ごとに所轄税務署へ提出する必要があります。

**先代経営者  
(贈与者)の死亡等  
「免除届出書」・  
「免除申請書」  
の提出**

先代経営者(贈与者)の死亡等があった場合には、「免除届出書」・「免除申請書」を提出することにより、その死亡等のあったときにおいて納税が猶予されている贈与税の全部又は一部についてその納税が免除されます。

◆ 猶予されている贈与税の納付が免除される主な場合 **改正11**

- (1) 先代経営者(贈与者)が死亡した場合
- (2) 後継者(受贈者)が死亡した場合
- (3) 経営承継期間の経過後に、この特例の適用を受けた非上場株式等に係る会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合など一定の場合

**先代経営者(贈与者)が死亡した場合の取扱い**

**先代経営者  
(贈与者)の  
死亡  
(相続開始)**

贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けた非上場株式等は、相続又は遺贈により取得したものとみなして、贈与の時の価格により他の相続財産と合算して相続税を計算します。  
なお、その際、「経済産業大臣の確認」を受け、一定の要件を満たす場合には、そのみなされた非上場株式等(一定の部分に限ります。)について相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けることができます。

**相続税の申告期限  
までの間  
経済産業大臣  
の確認**

◆ 相続又は遺贈により取得したものとみなされた非上場株式等について相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける場合

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、会社が特例の適用要件を満たしていることについての「経済産業大臣の確認」を受けてください。

**申告書の作成・  
提出**

相続税の申告期限までに、相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

**相続税の  
申告期限**

◆ 納税が猶予される相続税などの計算方法  
13ページを参照してください。

**改正6・12 雇用確保要件の緩和及び猶予期限が確定した場合の延納の利用**

**改正7 役員退任要件の緩和(役員である先代経営者が、猶予期間中に給与等の受給可能)**

**改正8 総収入金額の判定の見直し(営業外収益及び特別利益の除外)**

**改正13 経営承継期間に対応する利子税の免除**

納税が猶予されている贈与税の全部又は一部と利子税は、納税猶予期限の確定事由に該当することとなった日から2か月を経過する日(納税猶予期限)までに納付する必要があります(納付する利子税の額については10ページ※参照)。

「継続届出書」の提出がない場合には、猶予されている贈与税の全額と利子税を納付する必要があります。

また、経済産業大臣の認定を受けた会社も経営承継期間は毎年、経済産業大臣に対し一定の書類を提出する必要があります。

**改正11 民事再生計画に認可決定等による納税猶予税額の再計算・一部免除**

経営承継期間の経過後に、民事再生計画の認可決定があった場合など、その時点における非上場株式等の価額に基づき、納税猶予税額の再計算を行い、再計算後の納税猶予税額で納税猶予を継続することができる場合があります(再計算前における納税猶予税額から再計算後の納税猶予税額を控除した差額は、免除されます。)。詳しくは、税務署にお尋ねください。

相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に当たっての要件や納税猶予税額の計算方法や申告手続などについては、9～10ページの要件等と一部異なる場合がありますので、詳しくは、税務署にお尋ねください。

「継続届出書」の提出期間は、相続税の納税猶予及び免除の特例(10ページ)と異なり、贈与税の納税猶予及び免除の特例(このページ上段)の提出期間が引き継がれることになります。

○ 特例の対象となる非上場株式等の数

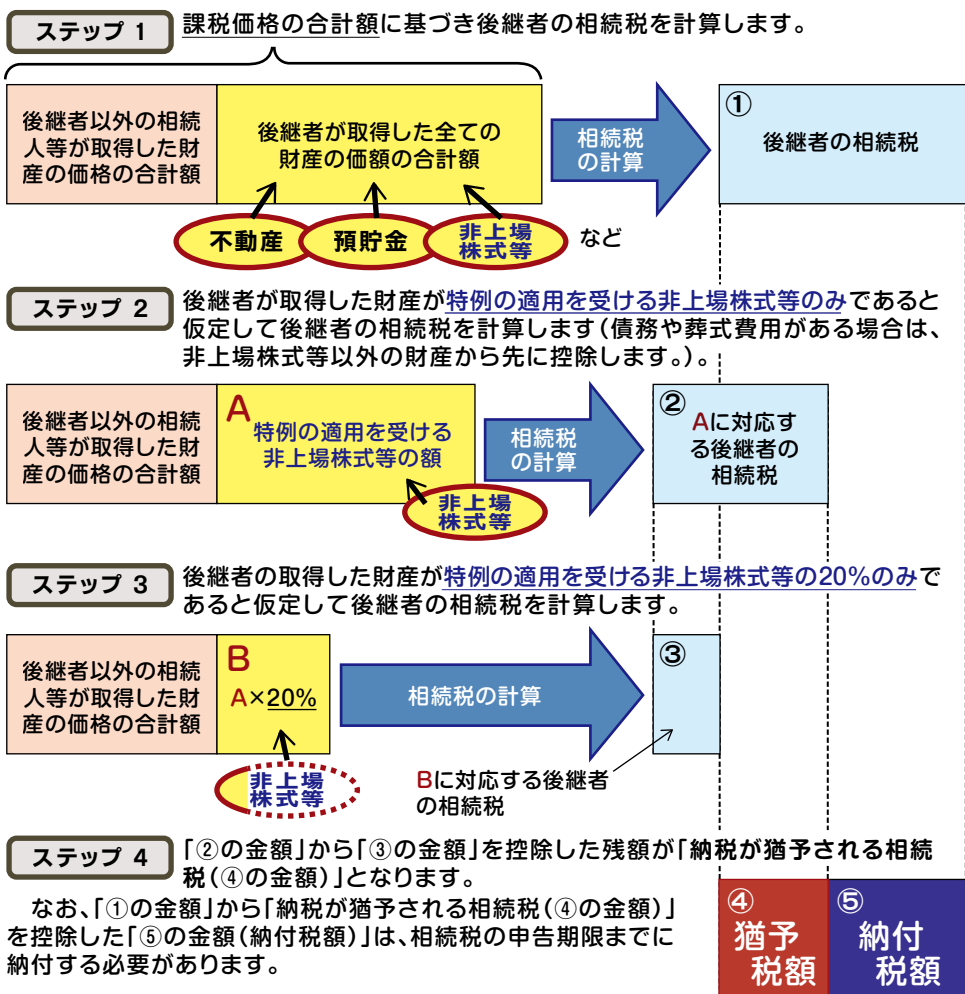
この特例の対象となる非上場株式等の数は、下表の区分の場合に応じた数が限度となります。

区 分		特例の対象となる非上場株式等の限度数
1	$a+b < c \times 2 \div 3$ の場合	非上場株式等の数 (a)
2	$a+b \geq c \times 2 \div 3$ の場合	発行済株式等の総数の3分の2から非上場株式等の数 (b) を控除した数 ( $c \times 2 \div 3 - b$ )
相続税の場合	a	後継者(相続人等)が相続等により取得した非上場株式等の数
	b	後継者が相続の開始前から保有する非上場株式等の数
	c	相続の開始の直前の発行済株式等の総数
贈与税の場合	a	先代経営者(贈与者)が贈与の直前に保有する非上場株式等の数
	b	後継者(受贈者)が贈与の前から保有する非上場株式等の数
	c	贈与直前の発行済株式等の総数

- (注) 1 「非上場株式等」又は「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限り、  
 2 この特例の対象となる非上場株式等は、議決権に制限のないものに限り、  
 3 贈与税の場合には、後継者は上記1に該当する場合は限度数 (a) の全部、上記2に該当する場合は限度数 ( $c \times 2 \div 3 - b$ ) 以上の数の非上場株式等を先代経営者から贈与により取得する必要があります。

○ 納税猶予税額の計算方法 改正9 改正10

1 相続税の場合



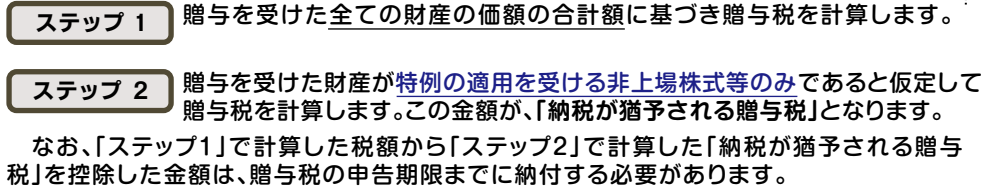
改正9 相続税の納税猶予税額の計算方法の見直し(債務控除)

○ 「A」の算定に当たり、後継者が負担した債務や葬式費用の金額がある場合には、非上場株式等以外の部分から先にその金額を控除して計算します。

改正10 納税猶予税額の計算方法の見直し(上場株式等の計算除外)

○ 「A」の算定に当たり、この特例の適用を受ける非上場株式等に係る会社等が一定の外国会社又は医療法人の株式等を有する場合には、その外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。また、上場株式等を1銘柄につき発行済株式総数等の3%以上保有する場合についても、その上場株式等を保有していなかったものとして計算した価額となります。

2 贈与税の場合



9/5(金) 研修会

研修委員会



相模原市のこれからのまちづくり

内容/さがみ縦貫道の全線開通や補給廠の返還、リニア中央新幹線の開業を控えて、市制60周年を迎えた相模原市の今後のまちづくりを市長が解説。講師/相模原市長 加山俊夫氏 会場/相模原法人会館

9/18(木) 研修会

相模台地区



新しい時代の「成長」の方程式!

内容/TV番組を題材にしたディスカッション、指腕の組み方で性格判断など、参加型の研修会 講師/篠田真宏氏(牧師・リーダーシップやチームビルディング、マネジメント) 会場/おださがプラザ

# 活動フラッシュ

相模原法人会各地区の事業報告

2014年 9月▶10月

9/18(木) 研修会

源泉部会



源泉所得税研修会

内容/報酬・料金、非居住者の税務 講師/相模原税務署 源泉担当官ほか 会場/相模原法人会館

9/25(木) 研修会

大野南支部



男に生まれて、女になって、結婚もできました。

内容/仕事も、恋愛も、人間関係も、がんばらないで上手くいくコミュニケーションをテーマに、笑いあり、涙あり、毒舌ありのトークをしていただきました。講師/接し方アドバイザー 吉井奈々氏 会場/ホテルラポール千寿閣

9/28(日) 研修会

大沢支部



介護と介護保険について

講師/大沢高齢者支援センター 石井由紀子氏 会場/相模原市産業会館 多目的室

10/14(火) 研修会

女性部会

青年部会



税務署長を囲む座談会

内容/テーマ「宮古島の素顔」 講師/相模原税務署長 大角良昭氏 会場/相模原法人会館

9/3(水) 加入促進事業 (共益事業推進委員会)



会員増強決起大会(キック・オフ)

内容/会員増強の現況と方法・決意表明  
会場/相模原法人会館

9/14(日) 社会貢献事業 (大野中第2地区)



よさこい祭り

税に関する資料と法人会ふうせんを配布しました 会場/古淵駅前西公園

9/24(水) 社会貢献事業 (中央北支部)



地域美化運動の実施

内容/中央北支部地域のゴミ拾い

10/4(土)・5(日) 社会貢献事業 (南台地区)



おださがロードフェスタ

内容/ラクアル オダサガ、ペアナード オダサガ周辺での新たなお祭りに参加。紙芝居、税金クイズ、1億円を持ってみようコーナーを開設。

10/12(日) 社会貢献事業 (中央南支部)



相模ねぶたカーニバル

内容/ねぶた作成支援とまつりに出展 場所/リパティ大通り

10/19(日) 社会貢献事業 (大野南支部)



にっぽんいちの紙芝居

内容/租税教育紙芝居「かねしばい・クイズだぜい」を通して小学生を対象に税金のことを楽しく学んでいただきました。講師/さるびあ亭か〜こ。会場/さがみおのハロウィンフェスティバル2014 相模大野北口 コリドー通り入口

10/19(日) 社会貢献事業 (城山地区)



もみじ祭り

内容/お祭りへの出店。啓発活動をしました。会場/原宿公園

10/19(日) 社会貢献事業 (相模湖地区)



相模湖ふれあい広場2014

内容/法人会のPR活動、地区事業紹介、グッズの配布 会場/相模湖林間公園

10/5(日) 社会貢献事業 (林間地区)

東林ふるさとまつり

内容/税に関する資料を配布 会場/東林公民館

10/8(水) 親睦事業 (橋本支部)

会員親睦会

内容/第21回カラオケ大会 会場/杜のホールはしもと(ミウイ)8F多目的室



●相模湖地区

(有)福吉  
田舎居酒屋 こん兵衛

人を呼ぶ  
「酒と料理と店主の人柄」  
地域が繋がる、みんなの集う場



店主の福島 徹さんは地域の活動に積極的に関わるキーパーソン。「休日は買出しや新しい食材を調べに出かけたり、料理の試作をしたりして、結局仕事してますね。家族のメンも作ります」地域にも、家族にも頼りになる存在です。

花 今日、緑区与瀬にある「田舎居酒屋こん兵衛」さんにおじゃましました。創業はいつになりますか？

福 昭和58年です。今年で31年目になりますね。私が高校を卒業した18歳の時に開業しました。

太 卒業してすぐですか。お店を始めたきっかけは何ですか？

福 親に勧められたんです。父は

銀行員で、兄は教員なんですけど、もともと祖母がここで貸本屋をやっていて、その後母がパンやアイスクリームを売る雑貨屋をしていました。ですから町で商売をする土壤があったんです。商売の方に力を入れてみないかと父に言われ、母の店舗の地下で居酒屋を開店しました。商売をやっていけそうだと判

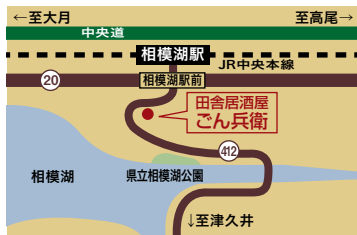


お店の外観



テレビモニターでスポーツ観戦もできる個室





● 田舎居酒屋 ごん兵衛  
 相模原市緑区与瀬本町64  
 代表 有限会社 福吉 福島 徹  
 TEL:042-684-3296  
 営業時間 17:00~24:00 (L.O)23:00  
 定休日 月曜日  
 席数 23席  
 アクセス JR中央本線「相模湖」駅徒歩2分

断してからは家を全改装して、1階も居酒屋にしました。

- ⓧ 名前の由来を教えてください。
- ⓧ 地元にある与瀬神社の権現様からいただいた『ごん』と、『へえ』と語尾を延ばした名前は客足が絶えないという謂れから付けました。
- ⓧ お酒はどんなものがありますか？
- ⓧ 地酒ブームの時は日本酒が多かったのですが、今は焼酎が人気なので、8種類の定番の他に時々珍しいものを取り寄せたりしています。「ごん兵衛」ブランドの焼酎もありますし、名前入りオリジナルラベルのキープボトルもサービスでご用意しています。
- ⓧ お料理のメニューもたくさんありますか？
- ⓧ みんなお一人で作るんですか？
- ⓧ そうです。定番のメニューは50種類くらいあって、その他に日替わりのおすすめメニューをお出しています。常連さんにはメニューにならない裏メニューをお出しすることもありますね。たまに試食してもらったり。
- ⓧ この『G麺』というラーメン、とて

も気になります。どういった経緯で生まれたんでしょう？

- ⓧ この辺にはあまりお店がないので、お客さんが店のハシゴをできないんですよ。飲んだ後のメにラーメンを食べたいというお客さんの声に応じて裏メニューで出していたものなんです。今では飲む前に「とりあえずG麺4つ予約ね」と言うお客さんもいます。せっかくだから食べてみますか？
- ⓧ うわあ、いただきます！ あっさりした鶏ガラスープの塩ラーメンですね。ネギがたっぷり！ チャーシューも充実！ うん、これはおいしい！ G麺だけでも食べに来たいくらいですね。
- ⓧ ご家族連れのお客さんや女性の方も多いため、食事系のメニューもしっかり用意しているんです。
- ⓧ お客さんは他にどんな方が多いですか？
- ⓧ ご近所さんが多いです。開店当初とは客層も変わってきて、はじめは年配の方々から同世代、今は息子たちの世代の人たちにも移りつつありますね。私が消防団に28年

間所属しているのと、地元のジュニアサッカーチームのコーチや神輿保存会の初代会長をした繋がりもあって、地元のお客さんが事ある毎に集まってくれるんです。町の仲間が集まる場所としてうちの店があってよかったと言ってもらえたりします。

- ⓧ どうりでキープボトルがたくさんあるわけですね。全部で何本あるんでしょう？
- ⓧ そうですね、60本くらいありますか。常連さんへのサービスとして無期限のポイントカードを作っているんです。金額に応じてポイントを加算して行って、1万円分で500ポイント、2000~3000ポイントで焼酎と交換しています。来店回数も分かるので、お客さん同士競ったりしています。
- ⓧ 客足の絶えないごん兵衛さん。名前のおかげもあるかもしれませんが、人を引き寄せる福島さんの人柄と料理の腕前があるからこそなのでしょうね。
- ⓧ 今度ぜひお酒を飲みに来たいです。もちろんメはG麺で！



開店当初はこのスペースだけを使用していた地下1階のお座敷



お客さんの名前入りラベルの焼酎も注文できます



与瀬神社の御神木をいただいて作ったという店の外看板

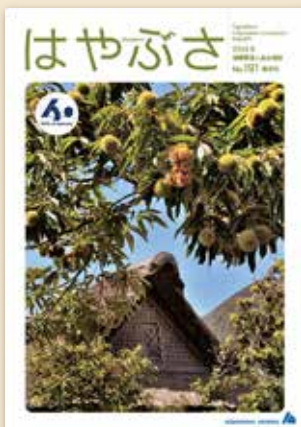


飲みメにはやっぱりラーメン。これがごん兵衛特製のG麺

\* 相模原法人会からのお知らせ \*

# お店を ご紹介ください。

「はやぶさ」で毎月掲載しております、P16～17「花子と太郎の食べある記」でご紹介させていただける会員の方を募集しています。もちろん、自薦・他薦は問いません。『このお店の料理はとっても美味しいのでぜひ紹介したい』などありましたら、お気軽にご紹介ください。



「はやぶさ」チラシ B6版



## 「はやぶさ」のチラシを 置いてくださる事業所を 募集しています

会員以外の方にも「はやぶさ」を知っていただけるよう、毎月「はやぶさ」を紹介するチラシ(B6版)を作成しています。このチラシを置いてくださる事業所を募集しています。ぜひご協力をお願いいたします。

### 新会員紹介

平成26年8月・9月

法人名	業種	代表者氏名	所在地	支部・地区等
株式会社 ワイエムエフ	自動給茶器関係販売・企画	大槻 雅彦	相模原市中央区中央3-6-6	中央南第1
合同会社 みらい	飲食店	丁 雅之	相模原市中央区淵野辺4-28-8	淵野辺第1
株式会社 U・P・M	不動産賃貸業 他	梅田 和治	相模原市中央区淵野辺5-9-11	淵野辺第1
アザエンジニアリング 株式会社	生産用機械器具製造業	長谷川 孝	相模原市中央区鹿沼台1-9-15-3F	共和第1
株式会社 夢ガレージ	自動車修理、飲食業	山崎 英人	相模原市中央区小町通2-6-9	橋本
有限会社 杉本住宅	建築工事業	杉本 栄	相模原市緑区橋本4-9-38	橋本
株式会社 サガミテクニカル	製造業	久保田 修由	相模原市緑区橋本台2-1-31	橋本
株式会社 山本	建設業	山本 喜春	相模原市中央区田名3832-15	田名第1
有限会社 碓井製作所	製造業	碓井 康之	相模原市中央区田名2744-5	田名第1
プライムダイレクト 株式会社	リサイクルトナー製造販売、OA機器販売	鈴木 祐幸	相模原市中央区田名5577-3	田名第2
株式会社 山口工業	塗装工事業	山口 恒	相模原市南区新磯野480-1	相模台
コーシン企画	不動産業	阿部 眞萩	相模原市中央区富士見6-6-1	賛助会員
こさわ隆宏事務所	サービス業	小澤 隆宏	相模原市中央区富士見5-13-11-2F	賛助会員
ミドリ工業	建設業	近藤 澄善	相模原市緑区千木良1291-6	賛助会員

### 会議室ご利用のご案内

## 法人会館の会議室をご利用いただけます。

会員の方はもちろん、一般の方も会議や研修会等にご利用になれます。飲食を伴うパーティー等や土日祝祭日のご利用も可能です。

※使用に際して、物品等の販売及び公序良俗に反した内容のご利用はできません。



- ◎当会の支部地区等の役員会・研修会……無料
  - ◎会員会社でのご利用……………会員料金
  - ◎会員以外の方のご利用……………一般料金
- ※予約状況の確認はHPにてご覧いただける他、お申込みも可能です。

### 本誌同封広告のご案内

## 「広報誌はやぶさ」に、 貴社の広告を同封いたします。

会員みなさまに隔月でお届けしております「はやぶさ」に、貴社の広告と一緒に封入することができます。どうぞご利用ください。

#### 《発行内容》

部数：4,000部  
発行日：隔月(5・7・9・11・1・3月)

#### 《封入広告》

寸法：角2封筒に入る大きさ  
(A4版、B4・A3版二つ折りまで可)

内容：会員に配布するに相応しい内容であること  
発行部数印刷、寸法に合うこと

料金：30,000円(1回)

お申込み：封入希望発行月より1ヶ月前までにご連絡ください。

## 読者 プレゼント

応募締切り  
11月30日(日)

# 2015年 相模原の風景 カレンダー

見本

## 10名様に プレゼント!!

下記の内容をご記入の上、相模原法人会事務局までFaxまたはハガキでお申込みください。

- ① 希望商品名：「2015年カレンダー」
- ② 郵便番号    ③ ご住所    ④ 法人名
- ⑤ お名前    ⑥ 電話番号
- ⑦ 「広報誌はやぶさ」に関するご意見、ご感想など

◎当選発表はプレゼントの発送をもって代えさせていただきます。

また、ご感想などを紹介させていただく場合がございます。



今すぐハガキが  
FAXで!

B2 サイズ  
縦 72.8cm  
横 51.5cm

提供元：(株)栄文舎印刷所



※画像は 2014 年カレンダーです

会議室のご利用・プレゼントのお申込み、タオル等のご寄付、広告の同封、本誌に関するお問合せやご感想はこちらまでお寄せください。

## 公益社団法人 相模原法人会事務局

TEL.042-755-3027 FAX.042-753-3273  
http://www.sagamiharahojinkai.or.jp  
〒252-0236 相模原市中央区富士見6-13-16

法人会会員の方は、こちらの会員証を切り取り、確定申告の申告書の別表下欄に貼付して提出してください。

キリトリ

公益社団法人 相模原法人会会員証

公益社団法人 相模原法人会の

# 葬儀支援サービス


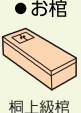




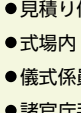



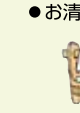

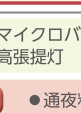
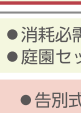
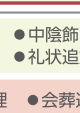
当会は会員とご家族の「ご葬儀支援」に特化した福利厚生を導入しています。これは、万一の際の不安を解消してくれるサービスとして当会が検討を重ね、自信をもって導入したものです。相模原法人会会員本人並びにご家族の皆様がご利用いただけます。

## メリット1 葬儀費用の軽減

一般的な葬儀に欠かすことのできない品目やサービスを「基本セット」として首都圏平均50万円相当のものを**24万円** (税別) でご提供いたします。

■ ご提供される基本セットの内容 葬儀の品目やサービスは、主に3つの分野で構成されます。

葬儀費用

●祭壇 	●お棺 	●ご遺影 	●寝台車 	●忌中額 	●ご焼香用品 	●見積り係員派遣 
●式場内・外装飾用品 	●儀式係員派遣 	●諸官庁手続き 	●門標 	※首都圏の場合の標準的な品目です。		
●枕飾り 	●会葬礼状 	●お位牌 	●お清めセット 			

**ご提供される基本セット**

一般的な葬儀に欠かすことのできない品目やサービスを「基本セット」として組み入れました。

●霊柩車 ●マイクロボス ●消耗必需品 ●中陰飾り ●供花 ●収骨容器 ●お供物一対 ●火葬料 ●高張提灯 ●庭園セット ●礼状追加 ●湯かん ●経費 ●式場使用料

●飲食接待費・返礼品 ●通夜料理 ●告別式料理 ●会葬返礼品 ●香典返し

●寺院関係費 ●お布施

**実費負担となるセットに含まれないもの**

- ご喪家が必要・不必要と判断されるもの
- 公営・民営で料金が異なるサービス
- 会葬者の数によって異なるもの

※ご利用葬儀社や地域によってご提供できる基本セットの内容と異なるケースがございます。  
 ※斎場をご利用の場合、使用する祭壇が基本セットとは異なるケースがございます。打合せの際、葬儀社に十分ご確認ください。  
 ※祭壇やお棺のグレードアップや基本セット内容以上のものをご希望される場合は、差額をご負担いただくことでご利用になれます。  
 ※祭壇を使わない等のケースによっては、当制度を適用されない方が安くなる場合があります。詳細は、フリーダイヤルにてご相談・ご確認いただけます。  
 ※神式やキリスト教式、その他の宗教につきましては、基本セットの内容が異なります。詳細は打合せの際にご相談・ご確認ください。

■ 対象者と基本セット (首都圏平均50万円相当) ご利用料金 ※会員本人がご健在であれば何度でも使えます。

対象者 (ご葬儀の対象となる故人さま)	ご利用料金
<ul style="list-style-type: none"> <li>●相模原法人会会員企業の 全取締役、監査役本人 および 配偶者・子女 本人・配偶者の両親、祖父母</li> </ul>	<h2 style="margin: 0;">24万円</h2> <p>(税別)</p>

※くらしの友互助会会員併用利用特典として葬儀費用総額から5万円を差し引きます。

くらしの友互助会加入者の施行については互助会証券を優先利用するものとします。

## メリット2 葬儀支援サービス独自の「あんしん」葬儀依頼

加盟団体の皆様からの葬儀依頼は年間5,000件以上。ご依頼いただくご葬儀は、制度加盟180団体を代表したご葬儀として、1件1件丁寧に対応いたしております。

### 国内最大の葬儀社ネットワーク

●離れて暮らす家族の葬儀依頼も依頼可能。  
 式場ほか、ご自宅や寺院、集会所などのご葬儀も承ります。  
 詳しくは担当の葬儀社とお打ち合わせください。  
 ※加盟していない葬儀社や直営斎場では、当制度はご利用になれません。

全国504葬儀社  
2,400を超える  
斎場施設

全国の葬儀社・斎場が検索できる

全国儀式サービス

アドレス  
<http://www.gishiki.co.jp>  
 (ユーザー名) gishiki (パスワード) sagami\_hou

●葬儀のご手配、事前のご相談・お見積りはフリーダイヤルへ

**24時間・365日対応**

[全国儀式サービス フリーダイヤルセンター]

**0120-421-493**

通話料無料

このサービスは、万一の際、ご葬儀の詳細が決定する前にフリーダイヤルをしていただかないとご利用になれません。

ご利用になる場合は「相模原法人会」とお伝えください。

家族葬、一般葬、社葬や  
 宗教・宗派問わず、各地域のしきたりに  
 合わせたご葬儀のご相談承ります。